

2020 年 7 月 1 日

生徒・保護者の皆様へ

帝塚山学院中学校高等学校
生徒指導部

携帯電話の校内での使用に関する対応について

盛夏の候、平素は本校教育活動に多大なご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本校では、携帯電話・スマートフォン（以下、携帯電話）を校内で使用了場合、携帯電話を一定期間学校で預かってまいりました。しかしながら、新型コロナウイルスの影響のため体調不良時および、災害や公共交通機関の遅延等が発生した緊急時に、生徒が連絡できる手段を確保することが必要です。また、Classi での連絡確認に生徒本人の携帯電話を利用している場合があると承知しております。

本校と致しましては、以上の状況を鑑み、今後、校則違反があった場合、いったん携帯電話を学校で預かりますが、預かった携帯電話は、生徒の下校時刻にあわせて保護者に来校していただき、下校時に返却することといたしました。それに伴い、校則を下記の通りに改定いたしましたので、下記の改定をご一読いただきますよう、お願い致します。また、違反が度重なる場合や違反の内容によっては懲戒処分の対象になりますので、十分にご注意ください。

学校による携帯電話の管理は、急速な普及および機能の多様化等から、非常に難しくなっています。保護者の皆様には、お子様が携帯電話を適正に使用し、校則を厳守されますよう、ご家庭でのご指導・監督を引き続きよろしくお願い致します。

記

【校内での使用に対する対応（改定）】 『スクールハンドブック（P.36）』

（４）携帯電話、インターネットについて（中・高共通）

③ 校内での使用に対する対応（中学校・高等学校共通）

- 違反があればいったん学校で預かります。
- 違反があればその都度、反省文および誓約書を提出していただきます。
- 返却は担任または生徒指導部から保護者に対して行います。（但し、高校は１回目のみ本人に返却します）
- 校内での違反使用が４回目になった時は、原則として懲戒処分となります。
- 指導回数は、中学校３年間・高校３年間で別にカウントします。

以上